

処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 株式会社 ログ 代表取締役 金田 彰	船橋市栄町 2丁目 2-5	5,781.36 m ²	準工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

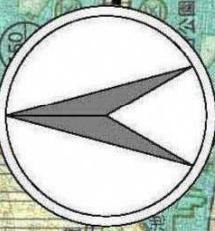
本敷地は、J R 船橋駅から南南西へ約 1. 8 キロメートル、国道 357 号から南へ約 160 メートルの位置にあり、都市計画区域内の準工業地域である。

敷地への主要な搬出入路は、幅員 9. 0 メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類	産業廃棄物処理施設
2 施設の処理能力	
破碎施設 (2基)	
木くず	858.72t／日
廃プラスチック類	520.32t／日
3 建築物	新築 3 棟

位置図 1:15,000



約 1.8 km

船橋 IC

京葉道路

船橋 IC

海神東公園

海神町中央公園

海神南浜公園

3・4・24

3・4・24

3・4・24

3・4・24

3・4・24

3・4・24

3・4・24

3・4・24

3・4・24

京成船橋駅

市立南木戸小学校

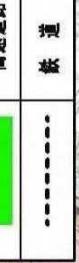
東関東自動車道

湾岸市川 IC

国道157号

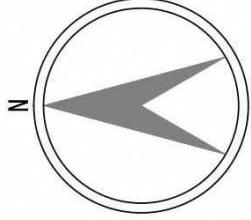
市道10-019号線
幅員 16.0m

市道10-028号線
幅員 9.0m



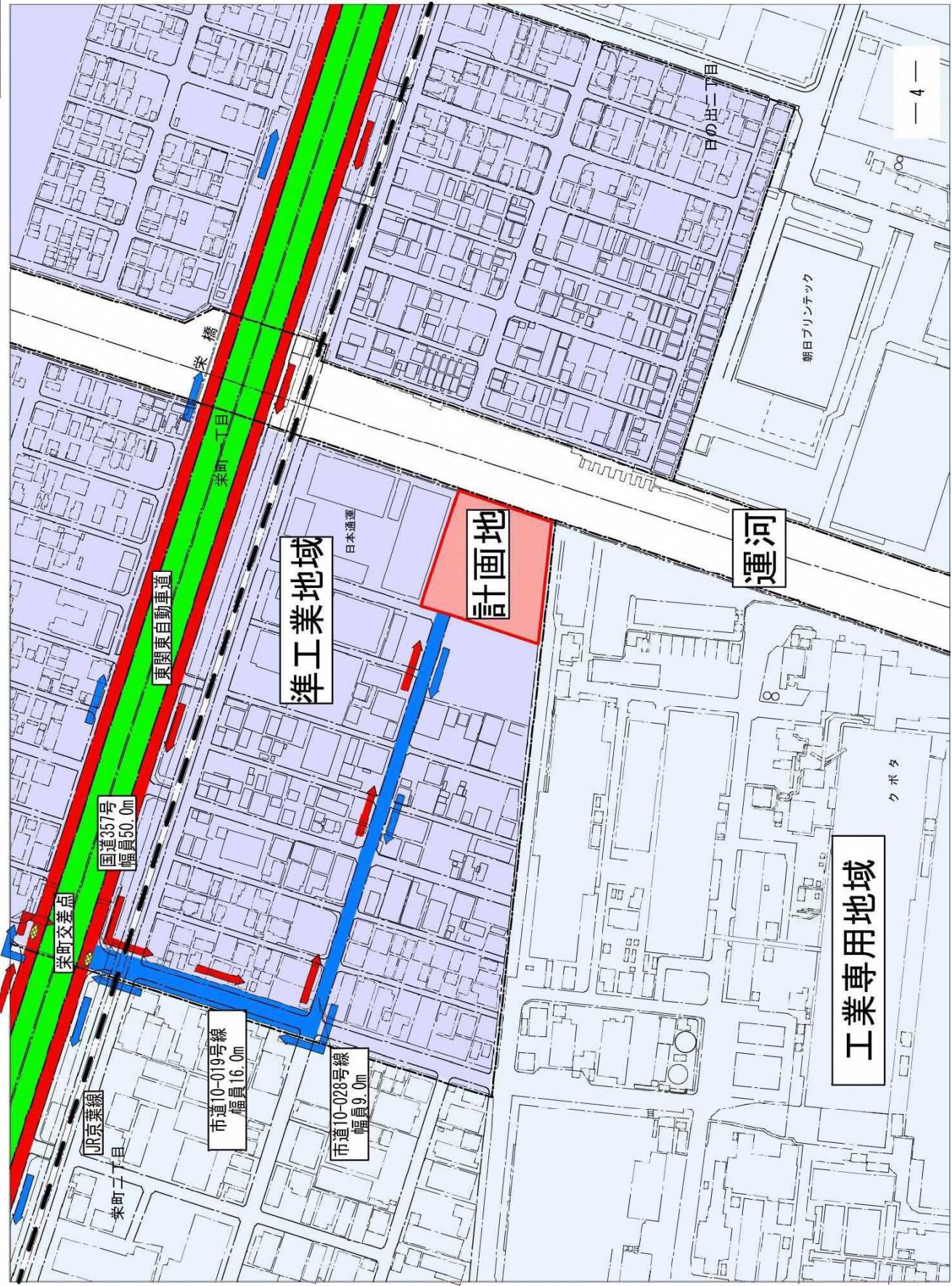
例	第一種高高度地区(20m)	第二種高高度地区(31m)	第三種高高度地区(31m)	(注) 1	(注) 2
市街化区域	50	100	200	その他の利用地区	他の利用地区
市街化調整区域	60	120	240	防護区域	防護区域
第一種低密度住居用地域	40	80	160	防火区域	防火区域
第一種中高層住居用地域	50	100	200	消防区域	消防区域
第一種中高層住居用地域	60	120	240	駐車場区域	駐車場区域
第一種居住区域	60	120	240	港湾区域	港湾区域
第二種居住区域	60	120	240	生産耕地面積区域	生産耕地面積区域
準用居住区域	60	120	240	保育園区域	保育園区域
近隣商業区域	60	120	240	土地整理促進区域	土地整理促進区域
工業地域	60	120	240	都市計画区域	都市計划区域
工業専用区域	60	120	240	都市計画区域	都市計画区域
工農業専用区域	60	120	240	都市計画区域	都市計画区域
工農業混合専用区域	60	120	240	都市計画区域	都市計画区域

計画地



凡例

入	搬出	市道
↓	↓	
搬入	搬出	国道
—	—	高速道路
—	—	鉄道



第 196 回千葉県都市計画審議会「第 1 号議案」概要

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設 (産業廃棄物処理施設) の敷地の位置(船橋市)について

1 施設の概要

名 称	産業廃棄物処理施設 株式会社 ログ 代表取締役 金田 彰		
敷地面積	5,781.36 m ²	前面道路幅員	9.0m
処理施設	破碎施設 (2 基) 木くず 858.72 t / 日 廃プラスチック類 520.32 t / 日		

2 審査指標

敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> 県及び市の都市計画に整合している。 申請地は準工業地域に位置している。 近傍に既決定の都市施設はない。 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> 主要な搬出入路は、幅員 9.0m の市道(建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号)に接しており、車両の通行に支障がない。 (搬出入車両は 1 日あたり最大 37 台を予定。)
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、破碎施設、駐車スペースが適切に配置されている。 敷地周囲には、高さ 1.8m の緑化したネットフェンスを設置し、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部局に確認している。

資料 1-2

配置図 1 ; 400

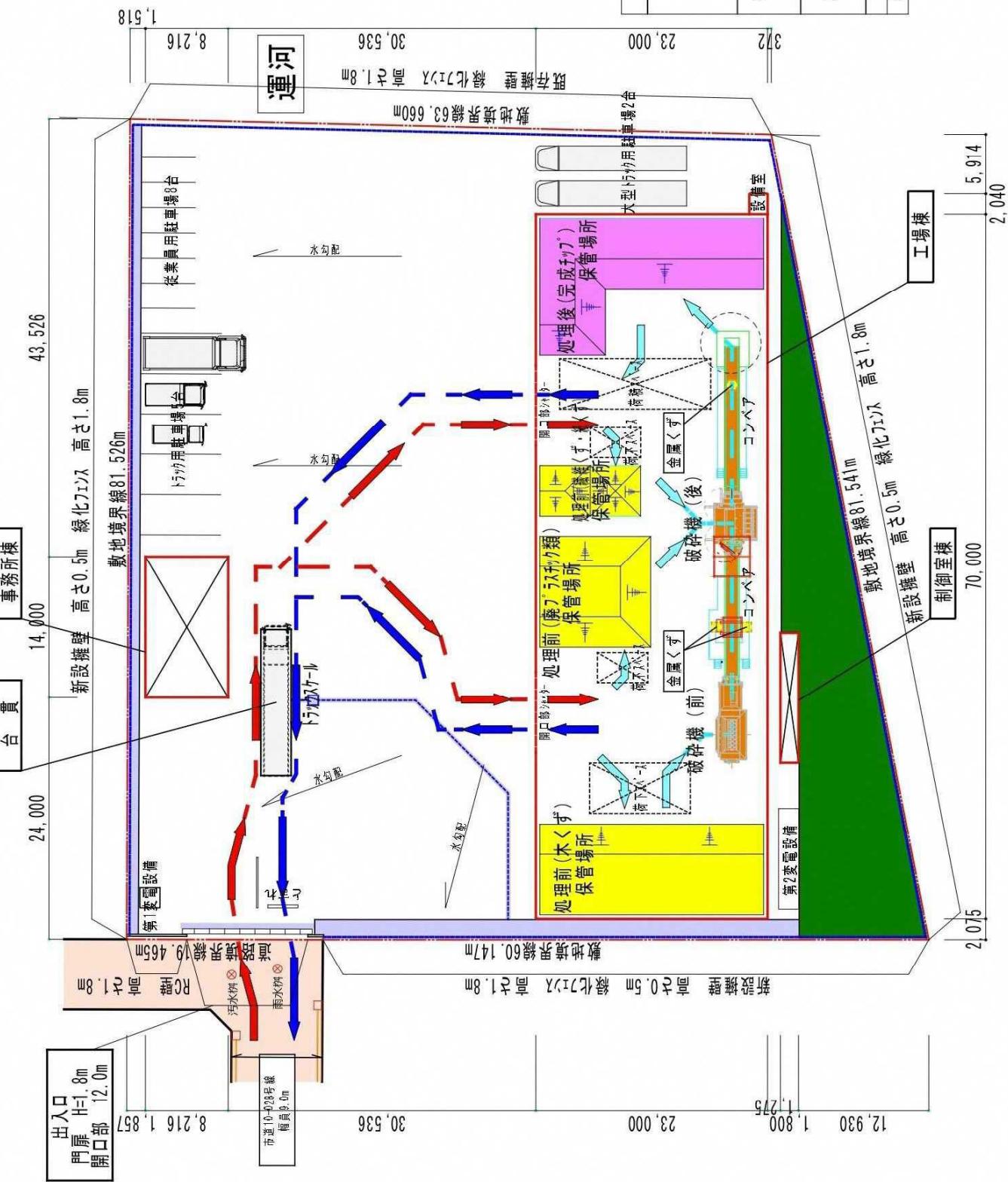


凡例	
赤線	計画地の境界線
赤矢印	建築物の輸入経路
青矢印	破砕施設への搬入経路
青矢印	破砕施設からの搬出経路
オレンジ矢印	破砕施設
緑矢印	建屋内 廃棄物フロー
緑矢印	緑地 (715.28m ² , 12.37%)
青矢印	雨水排水路

建物面積表	工場棟	
	工場床	工場庇
設備室	1,610.00m ²	10.50m ²
計	3.67m ²	
計	1,624.17m ²	28.10%

制御室棟	事務所棟	
	床面積	建築面積
制御室	23.22m ²	
計	104.58m ²	0.40%

新設擁壁	新設擁壁	
	床面積	建築面積
新設擁壁	206.78m ²	3.58%
計	1,854.17m ²	32.08%



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第 15 条第 3 項 による生活環境 影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の 有無	規制基準 との 適合状況	備 考
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。
	船橋市環境保全 条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく特定施設に該当しないため。
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼働時間：6 時～22 時〕
				時間帯 規制値 予測結果 (寄与レベル)
				朝 (6～8 時) 60 dB 49.4 dB
				昼間 (8～19 時) 65 dB 49.4 dB
	船橋市環境保全 条例	有	適合	夕 (19～22 時) 60 dB 49.4 dB
振 動	振動規制法	有	適合	敷地境界における予測値 〔施設稼働時間：6 時～22 時〕
				時間帯 規制値 予測結果 (寄与レベル)
				昼間 (8～19 時) 65 dB 54.7 dB
				夜間 (19～8 時) 60 dB 54.7 dB
	船橋市環境保全 条例	有	適合	同上
悪 臭	悪臭防止法	有	適合	同法の対象となる悪臭を発生する施設ではないため。
	船橋市環境保全 条例	無	—	【適用除外の理由】
				同条例に基づく悪臭を発生する施設に該当しないため。
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。
				同条例に基づく特定施設に該当しないため。
	船橋市環境保全 条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく特定施設に該当しないため。
				同条例に基づく特定施設に該当しないため。